

八尾市規則第33号

八尾市総合評価一般競争入札評価委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和34年八尾市条例第195号）第2条の規定に基づき、八尾市総合評価一般競争入札評価委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他委員会について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 市が発注する長期継続契約に係る地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札の落札者決定基準の決定に関すること。
- (2) 落札者決定基準による落札者の決定に関すること。
- (3) その他事業者の選定に関し、必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、学識経験等を有し、人格、識見等に優れ、公正中立の立場を堅持できる者であって、市が発注する委託業務等に直接関与しない第三者のうちから市長が委嘱する委員若干人で組織する。

2 委員は、再任されることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、非公開とする。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の議事に関係のある者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(秘密を守る義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部契約検査課において行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。